

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
要綱

1 目的規定の見直しに係る修正

「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため」を「次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため」に改める。 (第一条関係)

2 就学支援金の受給資格の見直しに係る修正

就学支援金の支給対象者について、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定する改正を行わない。 (第三条第一項関係)

3 検討条項に係る修正

検討事項の例示とされている「就学支援金の受給資格」を削除する。 (附則第五条関係)

4 その他所要の規定の整理を行う。